



Title	ウクライナにおける「リードナ・モーヴァ」概念とその解釈
Author(s)	〆木, 裕子
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/50576
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 〆 木 裕 子 ）	
論文題名	ウクライナにおける「リードナ・モーヴァ」概念とその解釈
論文内容の要旨： 本論は現代ウクライナを語る上で重要な言語問題を扱い、更にそこで頻繁に用いられ、「母語」という日本語に訳されるウクライナ語「リードナ・モーヴァ」という概念について考察を試みるものである。 2014年の「革命」後、親欧米の暫定政権とそれに対する親露の反対勢力、それらの基盤ともいえる親欧米志向のウクライナ西部地域とロシア人、ロシア語話者が多い東部、南部地域という構図は、クリミアのロシア編入に際し日本のメディアでも大きく取り上げられた。第1章ではまずこのような状況の背景となっているウクライナにおける民族言語政策、言語状況の歴史的背景及び地域差を概観する。同じウクライナという一つの国家でありながら地域により歴史的背景が全く異なるため、現在においても多様な民族言語状況が混在し、それぞれの地域で話されている言語も一様ではない。ウクライナ語一つとっても様々な方言、ロシア語との混合語「スルジク」を含むバリエーションが存在している。当地における言語問題は「ウクライナ語かロシア語か」という問題として取り上げられがちであるが、ウクライナ語とロシア語両言語の近接性に端を発する言語の混交、ウクライナ語の多様な言語変種、更には近年広く認められている「ノン・アコモデーション・バイリンガリズム」というような現象まで多岐にわたり、決して二者択一の問題として捉えきれるものではない。そのような状況を言語内的要因から、また地理的、歴史的観点から確認する。 ウクライナにおいて言語状況は多くの場合「リードナ・モーヴァ」という設問により計測された「母語話者」数によって示される。第2章ではこの「リードナ・モーヴァ」概念を英語の“mother tongue,”ロシア語の「ラドノイ・イズィーク」また日本語の「母語」や「母国語」といった概念と比較することによりその独特な意味内容の説明を試みる。先行研究のアレルが用いた「個人の」「第一言語」を示す“mother tongue”と自分が属する「ナショナリティ」の言語を示す“native language”を「リードナ・モーヴァ」のサブカテゴリーとして援用しつつ、「リードナ・モーヴァ」はこれら2つの意味内容に加え更に「国家」の言語である「国語」というものも示しうるのではないかという仮説を立てる。第3章ではそのような「リードナ・モーヴァ」が用いられている実際のテキストをみることにより、仮説を検証する。具体的に文中でどのような意味内容を示しうるのかみると、主として法文で用いられている「リードナ・モーヴァ」が「個人の」「第一言語」のみを意味しているのに対し、「ウクライナ語の機能化に関する公聴会」で用いられた「リードナ・モーヴァ」は決して「個人の」ものではない「国語」や「民族語」として用いられていた。またマスメディアで用いられる「リードナ・モーヴァ」の意味内容は「第一言語」であったり「国語」や「民族語」であったりと決して一様ではない。このように「母語話者」数を測る指標としても用いられる「リードナ・モーヴァ」の意味内容が	

一様ではないという事実は、術語として意味を限定しきれないという問題につながり、これは国勢調査をはじめとする調査における設問として用いることの妥当性にも直接関わっているといえる。

第4章ではウクライナにおいて言語問題とは切り離すことのできない現代政治について詳述する。全般的にウクライナ人は言語問題についてかなり現実的であるといわれ、それゆえこの「問題」は選挙キャンペーンで特に際立たせられてきた。親欧米路線を標榜する政党も親露路線を掲げるものもそれぞれの支持基盤となっているウクライナ語優勢地域、ロシア語優勢地域とその住人に対し、言語問題への言及はそれぞれのカラーをより明確に表現する手段となっている。一方でこのような地域差が目立ったものになると分離志向が高まることも否めず、中央政府は常に難しい舵取りを迫られてきた。2012年「ウクライナ国家言語政策基本法」が制定され、「母語話者」数が地域住民の10%を超える「少数言語」にはその地域で機能する「地域語」という地位を与え国家語のウクライナ語と同様に様々な公的場面で用いられることが可能となった。しかし実際にここでいう「少数言語」として意図されていたのはロシア語であり、事実東部南部の多くの州、市でロシア語が「地域語」となった。この直後に実施された最高議会選挙では新法の草案を作成し議会に提出した地域党が東部南部地域で支持を得て第一党となり勝利をおさめた。この議会選挙に際し作成された各政党のマニフェストから言語問題が政治とどう関わっているか、またどのように扱われているかみてみると、政党がそれぞれ言語政策に関する公約を掲げていることから、言語問題が政治化される状況にあることが理解できる。

第5章ではウクライナの言語状況をみるべく、2001年に独立後初めて実施された全ウクライナ国勢調査及び他の社会調査の結果を用い、ウクライナ国内の言語状況を概観する。国勢調査の結果からは「ナショナリティ」がウクライナ人かつ「リードナ・モーヴァ」がウクライナ語であるという国民は多数派であるということになるが、より現実的に即した調査結果や統計の結果に鑑みるならば、国勢調査の結果は必ずしもウクライナ社会の現実を示しているものとはいえない。社会調査の結果が示しているのは「ナショナリティ」であれ「リードナ・モーヴァ」であれ日常の「コミュニケーション言語」であれウクライナ人かロシア人か、ウクライナ語かロシア語かという二者択一では捉えきれない複雑なウクライナ社会の様相であった。更に人々を取り巻く言語状況という意味では行政、教育でウクライナ語がロシア語よりも用いられている傾向がうかがえたものの、それらを除いては人々を取り巻く環境では主としてロシア語が優位であり、人々がロシア語により多く晒されている状況が垣間見えた。

このような状況下にあって「リードナ・モーヴァ」がウクライナの人々に実際のところどのように解釈されているのかみるべく、6章では筆者が2006年及び2010年にウクライナで実施したアンケート調査結果を用い、ウクライナの人々による「リードナ・モーヴァ」解釈とその問題点について分析と考察を試みる。結果、その術語としての曖昧さは特にウクライナ語とロシア語、二言語話者の「リードナ・モーヴァ」解釈において「矛盾回答」として表出し、一定ではない解釈の可能性が露呈されることとなった。「矛盾回答」とは直接的に「リードナ・モーヴァ」を問う設問と間接的に問う「『リードナ・モーヴァ』以外で習得している言語」の回答言語から、これらの設問中の「リードナ・モーヴァ」という語の解釈が一様ではなかった、換言するならば「解釈に矛盾がみられた」回答である。「矛盾回答」はロシア語を「リードナ・モーヴァ」とするインフォーマントのみではなくロシア語を“mother tongue”とする者に顕著

であり、ウクライナ語を“mother tongue”とするウクライナ語「母語話者」には多くはみられなかった。これはウクライナ語を“mother tongue”とするウクライナ語「母語話者」は「リードナ・モーヴァ」を“native language”と解釈しても“mother tongue”と解釈してもその回答される言語は「ウクライナ語」に限られるため、「ウクライナ語」と「ロシア語」の両方がその設問の回答になりうるロシア語を「リードナ・モーヴァ」とする、またはロシア語を“mother tongue”とするインフォーマントに比して矛盾が起こりにくいためであると考えられる。更にこの「矛盾回答」の頻度の地域差は、ウクライナの人々の「リードナ・モーヴァ」解釈にまつわるゆらぎが地域ごとに少なからずのばらつきがみられるということを示しており、「リードナ・モーヴァ」という概念を用いて言語状況の地域差を論ずることに疑問を投げかけているといえよう。本調査のインフォーマント数は大きくはないものの、本調査結果が示唆するのは「ロシア語話者」が多く在住する地域では「リードナ・モーヴァ」解釈に矛盾が比較的多く見られ、その解釈は不安定であるということであり、これは見過ごされるべきではない。それゆえ特に「リードナ・モーヴァ」の回答から地域ごとの言語状況や人々の言語意識を鑑みようとするとき、それらの数値が必ずしも信頼に値する完全なものではないということに注意を払わなくてはならない。

旧ソ連圏における国勢調査の「母語」カテゴリーを論じた研究はそれぞれニュアンスが異なるものの個人の“mother tongue”として解釈されるべきロシア語の「ラドノイ・イズィーク」やウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」が「ナショナリティ」の言語“native language”として人々に捉えられていることを問題視してきた。よって「リードナ・モーヴァ」が“mother tongue”と解釈され、自分が属する「ナショナリティ」の言語ではなく個人の「第一言語」に立脚した解釈を促しうる状況は民族語「母語話者」が過大評価されないという意味で「本来の」解釈といえるかもしれない。しかし「矛盾回答」が示しているように「リードナ・モーヴァ」の設問に“mother tongue”を回答することが「本来の」解釈であったとしても、その解釈にまつわる問題はないかということそうでない。「国家言語政策基本法」の「リードナ・モーヴァ」定義を踏まえ、近年メディアのテキストで用いられている「リードナ・モーヴァ」の意味内容は2012年以前と比べてみると圧倒的に“mother tongue”として用いられているものが多くみられるようになった。しかし本調査の「矛盾回答」の分析は現在ウクライナにおいて「リードナ・モーヴァ」が問題になるのは、これまで指摘されてきたように「リードナ・モーヴァ」が“native language”として捉えられウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」とする水増しが起こっている可能性が高いということよりも、「リードナ・モーヴァ」とは異なる概念として位置付けられうる“mother tongue”を「リードナ・モーヴァ」ということばが意味しうる、時に「リードナ・モーヴァ」ということばが“mother tongue”と解釈されうることであることを示唆している。「矛盾回答」の分析結果は“mother tongue”と“native language”が同一でない限り、つまりウクライナ語のみを“mother tongue”とするウクライナ人でない限り「リードナ・モーヴァ」の解釈にまつわる揺らぎがつきまとうということを示唆しているといえる。

このようにウクライナにおける「リードナ・モーヴァ」は文脈に応じ様ではない意味を付与されており、概念に曖昧さがつきまとうているのみならず、「矛盾回答」にみられたようにこの「リードナ・モーヴァ」に回答することは少なからずのウクライナ人にとってウクライナ語とロシア語の間で揺れる言語アイデンティティの曖昧さを露呈するものともなりうる。「国家言語政策基本法」発効以降、「地域語」の地位をある言語に付与するための根

拠となる「母語話者」数、及びそれをはかる「リードナ・モーヴァ」は以前に増して重要な意味をもつものとなっている。一方でロシア語優勢地域における「矛盾回答」の頻度の高さが示しているように、「地域語」という地位を付与する為にこの一定ではない解釈のされ方が露呈された「リードナ・モーヴァ」により測られた「母語話者」数を根拠にすることは問題があるといわざるを得ない。

次回予定されている国勢調査では、この「地域語」という地位を付与する根拠となる「母語話者」を測るものとして「リードナ・モーヴァ」が解釈されるよう、「国家言語政策基本法」で明記されている「リードナ・モーヴァ」の定義を国勢調査の設問「リードナ・モーヴァ」の解釈として記載すべきである。前回の2001年国勢調査における設問のように、何らかの一定の解釈が人々の間で共有されていることを前提とした上で、特にその概念を定義することなく今後の調査でも問われるとするなら、それは疑問視せざるを得ない問題となるであろう。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (㇔木 裕子)		
	(職)	氏 名
論文審査担当者	主 査	教授 A. ディボフスキー
	副 査	教授 北村 卓
	副 査	教授 山下 仁

論文審査の結果の要旨

㇔木氏の論文は、ウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」の概念規定の問題とウクライナの政治状況、特に、2001年に実施されたウクライナの国政調査（センサス）から2012年8月に制定された「国家言語政策基本法」に至るまでのウクライナにおける言語政策の実態、そして「リードナ・モーヴァ」という用語の解釈を軸にして行った独自の調査結果をもとにウクライナの言語状況とその問題を論じたものである。

本論文は、序章及び1～7章から構成されている。序章で、著者は本研究の歴史的背景とその目的を明らかにし、先行研究を考察するとともに、「リードナ・モーヴァ」をはじめとする本研究の基本概念を導入している。第1章では、帝政ロシア・旧ソ連・ポストソビエト時代のウクライナにおける言語政策史が概観され、現代ウクライナの多言語使用状況形成の地政学的要因を背景に、ウクライナ語とロシア語及びその相互作用の結果生じた混合語「スルジク」の在り方が考察されている。第2章においては、Arel (2001) Skutnabb-Kangas & Phillipson (1989) など、社会言語学的な先行研究に基づき、母語規定要因を整理し、「母語」と「母国語」との関係、言語権に関する言説において「リードナ・モーヴァ」という用語が対照的な文脈で使われることなどを明らかにし、第3章では、現代ウクライナ語の各種の言説における「リードナ・モーヴァ」の多義性を考察し、国政調査における上記の用語の使用は、「一様でない解釈の危険性」（54頁）をはらむという見解を示している。第4章では、2012年の「新言語法」制定、その基本条項及びウクライナにおける言語の法的地位に言及し、同年の最高議会選挙における主要政党の言語問題に関する立場、「リードナ・モーヴァ」の使用傾向、言語と政治の問題の関連性などについて考察している。第5章において、著者は、2001年の国勢調査資料、新聞・雑誌・文献出版状況、行政・教育・マスメディアでの言語使用、ウクライナ市民の言語意識などを示す社会調査結果を地域ごとに実施し、地域差の激しいウクライナの複雑な言語状況の中で、「国政調査の結果は必ずしもウクライナ社会の現実を示しているものとは言えない」（87頁）という結論を引き出し、次章のアンケート調査結果でそれを裏付けている。その第6章は、本論文の中心をなし、ユニークで、オリジナリティの高い部分でもある。ここでは、2006年（パイロット調査）及び2010年（本調査）の合計700名以上のインフォーマントに対するアンケート調査で得られたデータが分析され、現代ウクライナの実際の言語使用の傾向、ウクライナ市民の言語意識、調査対象者による「リードナ・モーヴァ」解釈の多様性が明らかにされている。第7章においては、ウクライナの国政調査における「リードナ・モーヴァ」という用語使用の適切さについて論じ、次期の国政調査で「リードナ・モーヴァ」という曖昧な用語使用よりは、「個人が幼少期に身につけた第一言語」を直接に問うべきである（137頁）という結論にたどりつく。

このように、㇔木氏の論文においては、独創的な調査に基づいて現代ウクライナの言語状況、実際の言語使用などが究明され、国政調査の用語としての「リードナ・モーヴァ」解釈の恣意性による2001年のセンサスのデータの確実性の限界に関する実証的な結果が得られている。

本論文の日本語は読みやすく、議論の展開が論理的であり、概念規定、対象とする地域の状況説明、調査データの統計学的処理などが厳密になされている。論述の仕方（26、80、81頁）やデータの取り扱い（90 - 93頁）において、若干の不備が見出されたものの、それらは本論文の価値を損なう程度のものではない。以上のように、本論文は、博士（言語文化学）の学位論文として十分に価値あるものと認める。